

# 会則

一般社団法人 松戸市薬業会

# 松 戸 市 薬 業 会 会 則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は松戸市薬業会と言う。

(事務所)

第2条 本会は事務所を松戸市竹ヶ花45 衛生会館2階に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、薬事衛生に貢献するために医薬品販売業者として倫理及び職能及び学術的水準を高め、薬業の進歩発展を図るとともに、消費者に対する薬事知識の普及、市民への保健衛生の啓発を通じ、公衆衛生の向上及び会員相互の親睦と薬業経営の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 医薬品販売業者としての職能の向上に関する事業。
2. 県薬業会・県薬剤師会・県医薬品小売商業組合の事業に協力する。
3. 薬事知識の普及啓発と薬物等の乱用防止に関する事業。
4. 薬事に関する講習会、講演会、研修会及び研究会の開催事業。
5. 松戸市の介護事業に積極的に協力又、関係官庁への連絡事務。
6. 会員の福利厚生に関する事業。
7. 会館を松戸市薬剤師会と共に管理運営する。
8. その他、本会の目的達成に必要な事業。

## 第3章 会 員

(会員の資格)

第5条

1. 本会の会員は、正会員、(薬局・店舗販売業・医薬品卸・医療材料卸)とする。
2. 正会員は薬局・店舗販売業・医薬品卸・医療材料卸を営む資格を有する者で、本会の目的に賛同して入会した者を言う。
3. 賛助会員、本会の目的に賛同して入会した者を言う。

(会 費)

第6条 会費は総会で別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 会員になろうとするものは、開設委員会の審査、承認を受け、別に定める入会申込書に入会金を添えて会長に提出しなければ成らない。

(退会)

第8条

1. 会員が退会しようとするとき、別に定める退会届を提出しなければならない。
2. 会員が死亡したときは退会したものとみなす。
3. 会費の納入を1年以上怠り催告を受けてもなお納入しないときは退会したものとみなす。

(除名)

第9条

1. 会員が本会の名誉を毀損し、本会の会則及び本会の趣旨に反する行為をしたときは、理事会において理事の3分の2以上の決議を経て、総会の同意を得て除名することができる。

(拠出金品の不返還)

第10条 会員の即納の入会金、会費及びその他の拠出金は返還しない。

#### 第4章 役員及び顧問、相談役

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| 1・会長   | 1名                   |
| 2・副会長  | 1名以上2名以内             |
| 3・会計   | 1名以上2名以内             |
| 4・常任理事 | 若干名                  |
| 5・理事   | 5名以上12名以内(会長、副会長を含む) |
| 6・監事   | 1名以上2名以内             |

(役員の職務)

第12条

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、欠けたときはあらかじめ会長が定める順序に従いその職務を代理する。
3. 常任理事は本会の会務を執行する。
4. 理事は会務執行に参画し執行する、担当地区の会務を行う。
5. 監事は会務の執行及び会計を監査し、その監査の結果を総会において報告する。
6. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員の選任)

第13条

1. 会長、副会長、監事は総会において正会員の中から選出する。
2. 常任理事は理事会の承認を得て会長が定める。
3. 役員に欠員が生じたときは補充しなければならない。

(役員の任期)

第14条

1. 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 補欠により就任した役員は前任者の残任期間とする。
3. 役員の辞任又は任務が満了した場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなくてはならない。

(役員の解任)

第15条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは理事会において理事の3分の2以上の決議により総会の承認を得て解任することが出来る。

(職 員)

第16条

1. 本会に職員を置くことができる。
2. 職員は会長が任免する。
3. 職員は会長の命を受けて本会の事務に従事する。

## 第5章 会 議

(会議の種別)

第17条 本会の会議は総会、理事会、常務理事会とし総会は通常総会と臨時総会とする。  
通常総会は毎年5月中に開催し庶務・会計報告をする。

(会議の構成)

第18条 総会は正会員、理事会は、理事をもって、常任理事会は、常任理事をもって構成する。

(会議の決議事項)

第19条

1. 総会はこの会則を別に定めるものの決議を行うほか、次の事項を議決する。
  1. 事業計画及び収支予算の決定。
  2. 事業報告及び収支決算の承認。
  3. 長期借入金の決定。
  4. その他本会の運営に関する重要な事項。
2. 理事会はこの会則を別に定めるものほか、次の事項を議決する。
  1. 総会の議決した事項の執行に関する事項。
  2. 総会に付議すべき事項。
  3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。
3. 常任理事会は、本会の会務の円滑な運営を図るため会務について会長の諮問に応ずる。

(会議の開催)

第20条

1. 通常総会は毎年、年度終了後2ヶ月以内に開催する。
2. 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
  1. 理事が必要と認めたとき。
  2. 会員総数の5分の1以上から会員の目的を記載した書面により請求があつたとき。

3. 監事が第12条5項の規定に基づいて召集するとき。
3. 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
  1. 会長が必要と認めたとき。
  2. 理事総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。
  3. 常任理事会は会長が必要と認めたとき開催する。

(会議の召集)

## 第21条

1. 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて会長が召集する。
2. 会長は、前条第2項第2号の場合には請求のあった日から21日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求のあった日から14日以内に理事会を召集しなければならない。

(会議の議長)

## 第22条

1. 総会の議長は、その総会において正会員の中から選任する。
2. 理事会の議長は会長がこれにあたる。
3. 常任理事会の議長は会長とする。

(会議の定足数)

第23条 会議は総会においては、会員数の2分の1以上及び理事会においては、理事現在数の、2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(会議の議決)

## 第24条

1. 総会の議事はこの会則に別に定めるほか、出席した正会員の過半数の同意を持って決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。
2. 理事会の議事は過半数の同意をもって決する。

(会議における書面表決等)

第25条 やむをえない理由のため会議に出席できない正会員又は、理事はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決する。この場合において前23条の摘要については出席したものとみなす。

(会議の議事録)

## 第26条

1. 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない
  1. 会議の日時及び場所。
  2. 正会員又は理事の現在数。
  3. 会議に出席した正会員又は理事の数及び氏名(書面決議者にあってはその旨を付記すること)
  4. 決議事項。
  5. 議事の経過の概要及び要領並びに発言者の氏名、要旨、その結果。
  6. 議事録署名人の選任に関する事項。
2. 議事録には議長及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人1名以上が署名し押印しなければならない。

## 第6章 財産及び会計

### (財産の構成)

第27条 本会の財産は次に掲げるものをもって構成する。

1. 財産目録に記載された財産。
2. 会計年度内における次に掲げる収入。
  1. 会費。
  2. 寄付金品。
  3. 事業に伴う収入。
  4. 財産から生じた収入。
  5. その他の収入。

### (財産の管理)

本会の財産は会長が管理し、その方法は理事会の決議を経て会長が別に定める。

### (経費の支弁)

本会の経費は運用財産をもって支弁する。

### (収支予算及び決算)

本会の収支予算及び収支決算は年度終了後2ヶ月以内に収支予算書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

### (暫定予算)

#### 第28条

1. 前条の規定にかかわらずやむを得ない理由により、収支予算が成立しないとき会長は、理事会の決議を経て予算成立の日まで前年度の収支予算に準じて暫定予算を構成し、これを執行することができる。
2. 前項の規定により構成した暫定予算は総会において承認を得なければならない。
3. 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

### (会計年度)

第29条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 雜 則

第30条 この会則の施行について必要な事項は総会の決議を経て別に定める。

### 附 則

この会則の施行は、平成27年 5月20日より施行する。

## 施 行 の 細 則

### 第1章 会 員

#### (会 員)

第1条 会則第5条の会員資格は次に掲げる者とする。

1. 本会の会員は、正会員、(薬局・店舗販売業・医薬品卸・医療器材卸)とする。
2. 正会員は薬局・店舗販売業・医薬品卸・医療器材卸を営む資格を有する者で、本会の目的に賛同して入会した者を言う。
3. 賛助会員、本会の目的に賛同して入会した者を言う。

#### (入会申込書)

#### 第2条

1. 会則7条の規定により本会の会員になろうとする者は、入会書に入会金を添えて会長に提出しなければならない。
2. 前項の申込者には申請者の履歴書若しくは、次に掲げる各号のうち該当する書類を添えなくてはならない。
  1. 申込者が団体(法人等)であるときは、その法人の名称並びに代表者の氏名。
  2. 申請者が法人の業務を行う役員であるときは、その法人の名称並びに代表者の氏名。
  3. 入会申込を受理したときは会員台帳に登録する。
3. 前項の退会届には、次に掲げる事項が記載されていなければならない。
  1. 店名及び会員の氏名及び住所。
  2. 退会しようとする主たる理由。
  3. その他、特に必要とする事項。

#### (除名者の取扱)

#### 第3条

1. 会則9条の除名については、除名にしようとする会員に予め通知してその意見を聞くなければならない。

#### (会員名簿)

第4条 本会の会員名簿に記載する事項は次の通りとする。

1. 会員の氏名及び住所(法人であるときは主たる事務所の所在地、以下同じ)
2. 店舗の名称及び所在地。
3. 電話番号。
4. 会員が法人の業務を行う役員であるときは、その名称及び所在地。
5. その他、特に必要とする事項。

#### (附 則)

第5条 本細則に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は理事会において定めるものとする。

## 第2章 会 計

(会 費)

### 第6条

1. 会費は会長の指定する期日までに本会に納付しなければならない。
2. 会費の納入方法は施行規定第5条に定める。

(積立金)

### 第7条

1. 本会は債務又は特別の経費の支弁に充当するために予め資金の一部を積立金とすることができます。
2. 前項の積立金は、その目的意外に使用する事ができない。
3. 積立金を目的意外に使用するときは総会の決議による。

(一時借入金)

資金に不足が生じたとき又は、運営上必要があるときは一時借入金をすることができるが当該年度の歳入をもって償還する。

(現金の管理)

資産のうち現金は銀行等で管理する。

(経理規定)

この文章で定めるものの他、会計に関する事項は理事会の承認を得て別に定めることができる。

## 第5章 細則の変更

(変 更)

この細則の変更は理事会の決議を得て変更ができる。

## 第6章 附 則

第8条 この細則を定める事項は、理事会の決議を経て執行する。

第9条 この細則は、平成27年 5月 20日より施行する。

## 会則施行規定

- 第1条 会則施行細則第8条により本規定を定める。
- 第2条 会則施行細則第2条第1項の入会金額は、100,000円とする。
- 第3条 会則第6条による会費と総会（予算構成事等）で定める金額。
- 第4条 1、会則施行細則第16条の会費の納入方法は次の各項による。
- 1、会員個別単位納入方法
- 個人での振り込みは、6月末日までに一括納入の事
- 2、会則施行細則第16条1項による納入期日は次の通りとする。
- 第1期（4月～7月） 第2期（8月～11月） 第3期（12月～3月）
- 第5条 会費は次の様に定める。
- 1、会費は、1期11000円 1年間33000円とする。
- 但し、途中入会の場合は月割り計算（県会費を除いた額）される。
- 2、会費33000円の内9500円は県会費として県に納られる。
- （千葉県会費5000円 小売商業組合会費4500円）

## 出張手当

- 第6条 出張手当は次の通りとする。
- 1、役員が会務の為に市外へ出張する時は、原則5000円を支給する。
- 2、千葉県以外の時は代表が決定をする。
- 3、本条の支払いは代表の証明により行う。
- 4、

## 表彰規定

- 第7条 この規定は会員であって本会の目的達成に顕著な功績のあった者に、  
千葉県薬業会会长賞（以下会長賞と言う）を贈呈し顕彰する。
- 第8条 会長賞は会長の推薦により表彰審査会の審議を経て理事会が決定する。

第12条 慶弔金を受けるものは、その年度の会費が未納である場合は受け取らない。

第13条 本規定に定めなき事項においては、理事会においてこれを決定する。

附 則 この細則は、令和6年4月1日以降より施行する。

松戸市薬業会の役員

代表理事	副会長	会計	会計監査
菅原 玲子	成瀬 喜信	大場 隆	船越 和子